

【参考】

神奈川県が実施している子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に対する医療費給付は、因果関係が明確ではない段階においても、現に症状を有している実態に対して行われるもので、神奈川県内で子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に苦しんでいる、被害者やその家族にとっては大きな救いとなっています。そして、神奈川県の施策が与えた影響は大きく他自治体など、全国規模で神奈川県に追随するように医療費給付策が検討実施されていったことは、全国の子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に苦しんでいる被害者やその家族にとっても大きな救いとなったことと思います。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費給付は、平成27年8月1日から平成28年3月31日までと決定されていきました。しかし、厚生労働省ワクチン検討部会において、子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害救済の審査を再開すると発表された事により、神奈川県は平成28年3月31日までの支援決定を覆し、この期限を待たず救済を打ち切る方針を発表致しました。

国の救済審査再開は歓迎するべきことで、神奈川県の決断により与えた影響は大きいと感謝していますが、我々患者に寄り添う施策とし実施することとなった神奈川県でありながら、突然の支援打ち切りには落胆の気持ちが隠せず、また支援打ち切りが行われる事による実情お伝えし、以下の通り陳情いたします。